

「和の文化」論：「和爲貴」解釈を端緒として

荒木, 雪葉

西南学院大学：非常勤講師 | 西九州大学：非常勤講師 | NPO法人和の文化研究会：理事

<https://doi.org/10.15017/26571>

出版情報：和の文化. 1, pp.3-14, 2012-03-31. NPO法人和の文化研究会
バージョン：
権利関係：



「和の文化」論—「和爲貴」解釈を端緒として

荒木 雪葉

はじめに

この論文は、『論語』学而篇の「禮之用和爲貴」章における「和爲貴」をきっかけとして、「和」とは何か、また「和の文化」とは何かということについて考察するものである。

「禮之用和爲貴」章は次のとおりである。

有子曰、禮之用、和爲貴。先王之道、斯爲美。小大由之、有所不行。知和而和、不以禮節之、亦不可行也。（『論語』学而第一）

有子曰く、禮の用は、和を貴しと爲す。先王の道も、斯を美と爲す。小大これに由るも、行はれざる所あり。和を知りて和すれども、禮を以てこれを節せざれば、また行ふべからざるなり。

有子が言った。礼のはたらきは、和を大切だとする。先王の行ったやりかたにおいても、これを善しとしていた。しかし様々なことがらが和ということをお大切にされて行われるが、うまくいかないときもある。和ということを知って和していても、それを礼でひきしめなければ、やはりうまくいかないのである。

この「禮之用和爲貴」章の「和爲貴」という語と同じものが見られるのが、聖徳太子の定めた憲法十七条の第一条である。そこで疑問となるのが、「和」とはどのような概念なのかということである。調和と言ってしまうと簡単であるが、単に人々の調和のみを説くだけのものではない。そこで本稿では、まず「和」について考察を行う。

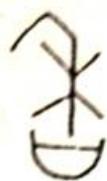
また『論語』には「禮之用、和爲貴」と、和が礼のはたらきとして出てくるのである。そこで礼と和との関係について考察することにより、「和爲貴」の本来の意味を明らかにしたい。

第一章 「和」字の成り立ち

「和」字の甲骨文字は、管見の限り見当たらなかった。『甲骨文字詁林』には同じ「禾」と「口」とから成る〔図 1〕のような文字はあった。この意味は「まさに禾穀と関係があるに違いないが、はっきりとは分からない」¹としてあり、意味は現在のところ不明である。

『説文解字』には「和、相鷹ずるなり。口に従ふ、禾聲。」（口部）とある。また水上静夫氏の『甲骨金文辞典』には、「和」字の甲骨文字は掲載されず金文以降が掲載されている（〔図 2〕）。字形は「意符の『口』と、音符の『禾』とから成る」、字義は「ある一つの口から出る声に、他の口から出る声加わる（あわさる→唱和）。うまく調和することから、

やわらぐ。なごむ。」とある。²



〔図1〕

于省吾主編『甲骨文字詁林』第一冊 p.748 より



〔図2〕

「和」の金文。

水上静夫『甲骨金文辞典』 p.223 より

『説文解字』では相応ずること、水上氏は合わさることと説明する。

一方白川静氏『字統』では、和は「禾と口とに従う。禾は軍門に立てる標識の木の形。左右両禾は軍門の形。口は…（中略）…盟誓の書である載書といわれる文書を収める器の形。軍門の前で盟誓し、和議を行う意…（中略）…ゆえに和平の意となる」³とされている。白川氏は『説文解字』の「相應ふるなり」という義は「龠」字のもので、「和」は軍門講和が原義だとする。



〔図3〕「龠」の甲骨文字。

水上静夫『甲骨金文辞典』 p.1533 より

では白川氏の言う「龠」はどのような字であるかということ、白川氏によれば「龠は三孔のある竹笛の形。楽音のととのうことをいう」⁴とある。また由来については「龠も禾に従う形であるが、その禾は軍門に立てる標木の意でなく、禾はいねの形でもあるから、もと農耕に関し、その儀礼に龠を用いるものであろう」⁵とする。『説文解字』で確かめてみると「龠、調なり。龠に従ふ、禾聲」とある。また水上氏は「龠」を解説して「『和』の古字だといわれているが、『和』・『盃』（皿の上で味を調える）と同用字である」と、また字義は「いくつかの楽器による衆音が調子よく整う（諧和する）。音楽の声がととのう。引いて、あう。やわらぐ」と言う⁶。白川氏の「和」を軍門講和が原義とする説は検証を待つ必要があるが、音楽に関係する文字である「龠」の意味が「和」に取り込まれたと考えても良いのではないだろうか。すなわち、少なくとも『論語』において音楽の作用として「和」という語を用いるときに至るまでに、「和」字は「龠」字の意味を吸収したと考えてもよからう。

第二章 儒家思想における和

第一節 和と楽

『論語』のみならず儒家思想においては、和と音楽とは不可分の概念である。まず古代中国における楽とはどのようなものであるのかということに触れておく。

凡音之起、由人心生也。人心之動、物使之然也。感於物而動、故形於聲。聲相應、故生變。變成方、謂之音。比音而樂之、及干戚羽旄、謂之樂。(『礼記』樂記篇)

凡そ音の起こるは、人心に由りて生ずるなり。人心の動くは、物のこれをして然らしむるなり。物に感じて動く、故に聲に形《あら》はる。聲相應ず、故に變を生ず。變方を成す、これを音と謂ふ。音を比してこれを楽しみ、干戚羽旄に及ぶ、これを樂と謂ふ。

総じて、音が起こるのは、人の心から生じるのである。人の心が動くのは、外物がそうさせるのである。外物に感じて動く、ゆえに声となって現れる。声がお互いに応じる、だから変化が生じる。変化が美しくなったものを、音という。音を並べ併せてこれを楽しみ、干戚・羽旄にまで及んだものを、樂というのである。

古代中国における樂とは、メロディ・言葉・舞が一体となった総合芸術であった。そして儒家の音楽論の粹とも言うべき『荀子』樂論篇には、音楽が人の心に容易に作用することに言及した上で、樂と和との関係について次のように述べられている。

樂在宗廟之中、君臣上下同聽之、則莫不和敬。閨門之内、父子同聽之、則莫不和親。郷里族黨之中、長少同聽之、則莫不和順。故樂者審一以定和者也。比物以飾節者也。合奏以成文者也。足以率一道、足以治萬變。是先王立樂之術也。(『荀子』樂論篇)

樂の宗廟の中に在りては、君臣上下同《とも》にこれを聴けば、則ち和敬せざること莫し。閨門の内、父子共にこれを聴けば、則ち和親せざること莫し。郷里族黨の中、長少共にこれを聴けば、則ち和順せざること莫し。故に樂は一を審らかにして和を定むる者なり。物を比して以て節を飾る者なり。奏を合はせて以て文を成す者なり。以て一道を率ゐるに足り、以て萬變を治むるに足る。これ先王樂を立つるの術なり。

音楽は、宗廟で君臣が一緒に聞けば、穏やかで慎み深くないことはなく、家庭で父子が一緒に聞けば、仲良く親しまないことはなく、郷里族党で長幼と一緒に聞けば、和らがないことはない。だから樂は一つの道をはっきりさせて和を定めるものであり、物を陳べ合わせて節を飾るものであり、合奏して飾りを作り上げるものである。一つの道に従うのに十分であり、すべての変化を包括するのに十分である。これが、先王が樂を確立したやり方である。

樂は人々の心に作用して調和させる。ゆえに宗廟においては君臣が和らぎつつしみ、家庭では父子が和らぎ親しみあい、郷里では長幼がやわらぎおだやかになるのである。

では、樂はなぜ調和の力を持っているのか。それは先述した樂の性質、すなわちメロディ・言葉・舞という三要素が一体となった総合芸術であるという特徴による。様々な要素を一つの芸術としてまとめ上げるには、全体を見渡して全ての要素をちょうどよくまとめる、すなわち調和させなければならない。このような性質を持つ樂を学ぶ過程において「和」つまり調和の力が得られるのである。『論語』泰伯篇には「詩に興り、禮に立ち、樂に成る」とある。詩によって様々な知識を得、礼によってそれを体系化して身に付け、さらに音楽を通して得られる調和の力で身につけたものを自分の知識としてまとめ上げる。また調和

の力は、自己の修養だけでなく、どのような道に進むにしても必要な能力である。

和は音楽を通して体得することができるものである。そして音楽とは、マツリゴトに欠かすことのできないものであった。すなわち、「マツリ」には必ず音楽があり、音楽によって人々は心を和す。その体験をとおして、「異なるものを調和させる＝和」を体得するのであった。

第二節 和と同

和とよく似てはいるものの、実は全く違うのが「同」である。『春秋左氏伝』には和と同について分かり易く説明している箇所がある。

齊侯至自田。晏子侍于遯臺、子猶馳而造焉。公曰、唯據與我和夫。晏子對曰、…(中略)…據不然、君所謂可據亦曰可、君所謂否據亦曰否。若以水濟水、誰能食之。若琴瑟之專壹、誰能聽之。同之不可也、如是。(『春秋左氏伝』昭公二十年、伝)

齊侯 田より至る。晏子 遯臺に侍るに、子猶 馳せて造《いた》る。公曰く、唯だ據のみ我と和するか。晏子對えて曰く、…(中略)…據は然らず、君の可と謂う所は據もまた可と曰い、君の否と謂う所は據もまた否と曰う。もし水を以て水と濟《ととの》うれば、誰か能くこれを食さん。もし琴瑟の專壹なれば、誰か能くこれを聽かん。これに同ずるの不可なること、かくの如し。

齊侯が狩から戻られた。晏子が遯台で齊侯のそばにおひかえしていると、子猶(梁丘據)が駆けつけてきた。公が「據だけが私と和するのだな」と言うと、晏子はお答えした。

「…(中略)…據のやり方はそうではありません。君が良いとされれば據も良いと言い、君がいけないとされたら據もいけないと言います。水で水の味を調べても、誰にそれを食べることができるでしょう。琴と瑟とが同じ音ばかりを出していても、誰がそれを聴くことができるでしょう。このようであるから、『同』はいけないのです。」

つまり水で水の味をととのえたり、琴と瑟とが全く同じ音を奏でたりするように、均一であることは同であって和ではない。異なる味のもので調味することによってひとつの料理ができあがり、また琴と瑟とが異なる音を出すことによって楽曲が調和する。ここからも和とは異なる性質を持つものを一つにまとめるということが分かる。

『論語』では和と同について次のように説かれている。

子曰、君子和而不同、小人同而不和。(『論語』子路第十三)

子のたまわく、君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず。

先生がおっしゃった。「君子は調和してもおもねらない。小人はおもねっても調和しない。」

この章について、三国時代・魏の学者何晏は『論語集解』にて「立派な人物は、心はひとつにまとまっているが、それぞれ気にかけていることが異なるゆえに雷同ではなく、これとは逆に小人は好むことは同じであるけれども互いに利益を競い合う、ゆえに調和ではない」と解釈をしている。根本的に同じであるがそれぞれの立場に応じて異なることを気にかけるのが和であり、根本は異なっているが表面的には同調するのが同だということ

ある。

総じて、異質のものをうまく調和させ、ひとつのものにまとめてゆくことが、君子として具えているべき和の力だと言うことができる。

第三節 和と中

また、和の概念とともに重要なのが中すなわち中庸の考え方である。中庸については、『論語』では次のように述べられている。

子曰、中庸之爲徳也、其至矣乎。民鮮久矣。（『論語』雍也第六）

子のたまわく、中庸の徳たるや、それ至れるかな。民 鮮《すくな》きこと久し。先生がおっしゃった。「中庸の徳は、まったく最高のものだね。しかし人々の間には久しく見えないものだ。」

子曰、不得中行而與之、必也狂狷乎。狂者進取、狷者有所不爲也。（『論語』子路第十三）

子のたまわく、中行を得てこれと與《とも》にせざれば、必ずや狂狷か。狂者は進みて取り、狷は爲さざる所あるなり。

先生がおっしゃった。「中道をゆく人と付き合えないとしたら、まあ狂者か狷者だろうね。狂者は（大志を抱いて）進んで求めるし、狷者は（及ばないことをわきまえて）しないことが有る。」

『論語』では、「中」あるいは「中庸」とは「偏らない、公平」というほどの意味で用いられる。これを和の概念と合わせて考えると次のようになる。和すなわち調和とは、自己の修養においては和という作用をきちんと発動させるためには、その人の心の中・中庸である必要がある。また中庸であることを常に心がけていることによって、はじめて和の作用がうまくはたらくのである。

• 「和」と「中」の思想の展開

中と和については、『荀子』や『中庸』にも見られる。『荀子』においては音楽を述べた楽論篇以外にも、「中和」という熟語として出てくる。たとえば勸学篇には、学ぶ内容として「礼の敬文・楽の中和・詩書の博・春秋の微」が挙げられている。楽を通して得ることのできるものが「中和」だというのであり、これは『論語』における「公平さ」と「調和」という考え方を踏襲したものである。また政治を聴くのに大切なことについて「公平なるものは聴の衡にして、中和なるものは聴の綱なり」（『荀子』王制篇）とある。「衡」も「綱」も重要なことという意味であり、「公平さと中和とは聴政においては重要なことである」と解釈できる。政治という状況で中和を説いている箇所は致士篇にもあり、「義を以て変應し、寛裕にして多く容れ、恭敬以てこれを先《みち》びくは、政の始めなり。然る後に中和察断してこれを輔くるは、政の隆なり。然る後にこれを進退誅賞するは、政の終なり。」という。ここで挙げられている「中和察断」とは政治を行うに当たって調和的な裁断を下すことが必要という意味であり、やはり調和というほどの意味である。

一方『中庸』になると、「中」「和」の意味は拡大し、天地の摂理すなわち道と関連付け

て説かれるようになる。

喜怒哀樂之未發、謂之中。發而皆中節、謂之和。中也者、天下之大本也。和也者、天下之達道也。致中和、天地位焉、萬物育焉。

喜怒哀樂の未だ發せざる、これを中と謂う。發して皆節に中《あた》る、これを和と言う。中なるは、天下の大本なり。和なるは、天下の達道なり。中和 致れば、天地位し、萬物 育つ。

喜怒哀樂という感情がまだ發揮されない状態を、中という。發揮されてみな節度にかなっている、この状態を和という。中とは、天下の大きな根本である。和とは、天下の道のきわみである。中と和とがしっかりと行われていれば、天地はその位に落ち着き、万物は育成される。

『中庸』の「中」の思想は、武内義雄氏も指摘されている⁷ように、『論語』における「過不足ない、偏らない」という考え方を受け継いだものであろう。それが天地万物という大きな枠組みで考えられるようになってきているのである。

ところで、『中庸』に音楽について説いた箇所が無いことは、『荀子』にて音楽が一篇を費やして説かれていることと対照的である。『論語』において楽が重視されたのは、それを通して和を体得するためであったが、『中庸』は和という作用を重視して押し広げたのではないだろうか。それゆえことさら楽を説かず、中和ということをより深く論じていると思われる。一方『荀子』においては、音楽の社会的作用に着目した。楽論篇では音楽の移風易俗という作用、音楽をともに聴くことによって人々が調和するという作用について説かれている。このように時代を経るにしたがい、楽によって得られる和という作用についてより深い思考を行う学派と、楽を社会において用いる方法とその作用について掘り下げてゆく学派とに分かれていったことをうかがわせる。

では、「中」を決める基準は何だろうか。ある社会にとって「中」すなわち偏らない、公平であるという状態か否かを決めるのは、その社会における慣習などの決まりごとである。そこで和と礼との関係が浮かび上がってくる。ここで改めて、冒頭に提示した「禮之用和爲貴」章の解釈を試みたい。

第四節 和と礼

有子曰、禮之用、和爲貴。先王之道、斯爲美。小大由之、有所不行。知和而和、不以禮節之、亦不可行也。（『論語』学而第一）

有子曰く、禮の用は、和を貴しと爲す。先王の道も、斯を美と爲す。小大これに由るも、行われざる所あり。和を知りて和すれども、禮を以てこれを節せざれば、また行ふべからざるなり。

有子が言った。礼のはたらきは、和を大切だとする。先王の行ったやりかたにおいても、これを善しとしていた。しかし様々なことがらが和ということを大切にして行われるが、うまくいかないときもある。和ということを知って和していても、それを礼でひきしめなければ、やはりうまくいかないのである。

この章について、朱子は程子の言をひいて次のように指摘している。「程子の曰く、禮勝てば則ち離る、故に禮の用は和を貴しと爲す。先王の道、斯を以て美と爲して、小大これに由る。樂勝てば則ち流る、故に行われざるところの者あり。和を知りて和すれども、禮を以てこれを節せざれば、また行うべからざるなり」と。禮は外側から社会全体をととのえるものであり、ともすれば人と人とのつながりをばらばらにしてしまう。だから禮には和、つまり調和を重んじることが必要なのである。まさに馬融が「人は禮は和を貴しとするを知れども、事ごとに和に従い、禮を以て節を爲さざれば、また行うべからざるなり。」(『論語集解』)と言い、皇侃は「小大の事、みな禮を用い和を用いざれば、則ち事において行われざるところ有るなり。」(『論語義疏』)と解釈をしているとおりである。また『論語』本文では「和を知りて和すれども、禮を以てこれを節せざれば、また行うべからざるなり。」という。程子の解釈によると、樂は人々の心をまとめてゆくものであるが、そこに節度がなければ、安逸に流れていってしまう。そこで禮によって秩序が整えられていることが必要とされるのである。社会を安定させるためには禮も樂も必要なのであるが、禮がはたらくときには調和が大切であるし、樂を用いるときには禮によって秩序立てることが大切なのである。先に挙げた『礼記』樂記篇には「声→音」となる過程が書かれており、まさに無秩序である「声」が調和を得て秩序立てられたものが「音」である。さらに声が「樂」として成り立つためには、まず互いに調和し、秩序立てられることが必要なのである。すなわち樂の成り立ちには秩序＝禮(きまりごと)が不可欠なのであり、和を体得する過程においてすでに禮の必要性は認識しておくべきなのである。

禮の必要性は、個人の人格修養に関しても論じられている。子路が孔子に「成人(出来た人物)」についてお尋ねしたとき、孔子は「臧武仲の知、公綽の不欲、卞莊子の勇、冉求の藝⁸のごとくして、これを文《あやど》るに禮樂を以てすれば、また以て成人と爲すべし。」(『論語』憲問第十四)と答えている。禮と樂とは別物なのではなく、禮が行われるときには樂が奏でられ、樂を奏でるときには禮(決まりごと)があった。秩序立てることを求められた社会には、禮が重要であったが、樂なくして禮は成立せず、また樂を通して得ることのできる和こそは、禮を实践するときの重要な要素であった。「知・不欲・勇・芸」という諸要素を身につけ、さらに禮樂という教養を身につける。そして禮は秩序を得るための手段であり、樂は和を得るための手段である。「知・不欲・勇・芸」という素地を身につけたら、それを秩序だてて整え、一つのものへと調和させる。それが出来上がった人物こそ「成人」である。

このように、禮と和とは不可分のものであった。個人の修養においても、社会全体を整えることにおいても、調和を重んじながら禮という秩序をほどこす必要があったのである。

第五節 小結

本章で述べたことをまとめると、次のようになる。

第一節では、和と樂との関係について述べた。和は樂を通して体得するものである。樂はメロディ・言葉・舞という三つの異なるものをちょうどよく合わせる必要があるため、樂を通して調和の力、全てを見渡してちょうどよくまとめる力を得ることができるのである。この力は個人の修養や天下を治める際にも用いるべき力である。

第二節では、和と和同について述べた。『春秋左氏伝』には水で水を調味するのが「同

であるという分かり易い例がある。第一節でも論じたように、異なる性質のものを合わせてひとつのものを作り出すのが和であり、同とは異なる。

第三節で述べたのは、和と中とについてである。和すなわち全てをちょうどよく合わせる力を発揮するには、その人が中、すなわち偏らず中庸である必要がある。この中と和との思想は時代を経て展開してゆく。『荀子』における「中和」とは楽を通して得ることができるものであり、『論語』における「中＝公平さ」「和＝調和」という考え方を踏襲したものである。一方『中庸』では、「中」「和」の意味は天地の摂理＝道と関連付けて説かれるようになる。また『中庸』には楽について説いた箇所が無い。これは楽論篇という一篇を設けて楽を論じた『荀子』とは対照的である。『荀子』は楽の持つ和という作用を重視し、楽を社会において用いる方法を提示しているのに対し、『中庸』は和そのものの作用についてより深い思考を行っているのである。

第四節では、本稿のテーマに最も深く関連する和と礼との関係について論じた。「和爲貴」は「禮之用、和爲貴」というフレーズで用いられている。これは「礼のはたらきとしては、調和を重んずる」ということであり、とにかく調和していさえすればよいということではない。そもそも和を体得する手段である楽は、声を秩序立てて成り立っているものである。すなわち真に和を体得したならば、秩序つまり礼が自然に身についていることになる。

一方「禮之用和爲貴」章では、「和を知りて和すれども、禮を以てこれを節せざれば、また行ふべからざるなり」という。いくら調和が大切であっても、その成り立ちには礼が欠かせないし、また社会的作用として人々を外から秩序だてる礼がないと、調和だけでは安逸に流れてしまう。礼と和とは互いに補い合うべき存在なのである。

「禮之用和爲貴」という語の本質は第二章で明らかとなった。では、「和爲貴」という語は憲法十七条ではどのような意味で用いられているのか。第三章では和の意味を確認しながら十七条憲法の「以和爲貴」について考察する。

第三章 十七条憲法「和爲貴」の「和」

第一節 漢籍に見る「和爲貴」

福井康順氏の「十七條憲法所引外典考」⁹には、「以和爲貴」という語をはじめとする十七条憲法の諸語が引用された原典が挙げられている。ここで改めて「和爲貴」という語を儒家の典籍に求めると、『論語』・『礼記』に見ることができる。特に『礼記』には「以和爲貴」と、十七条憲法に引用された通りの語があるため、『論語』を引用した可能性と並んで『礼記』を引用した可能性もあるのではないかと考えられる。さらに聖徳太子の時代までに「和爲貴」という語を掲載する漢籍は、『史記』が論語と同じ場面での語を収録している他には、管見の限りでは『三国志』蜀書と『魏書』とがある。¹⁰

『論語』学而篇の「和爲貴」という語は、『史記』仲尼弟子列伝では有若の問いに対する返事として書かれている。また『論語』と同じように礼と関連して説かれているものには、『礼記』儒行篇にて魯の哀公が孔子に儒の行いについて尋ねたときに孔子が「禮はこれとを以て貴しと爲し、忠信これ美とし、優游これ法《のっと》る」¹¹と返答したという箇所

が挙げられる。

今は『論語』『礼記』いずれから引用したかを明らかにすることは難しいが、いずれも礼と和とが関連して説かれている箇所であることに注目したい。

第二節 「和」の解釈

聖徳太子や十七条憲法に関する研究の先達たちは、第一条の「和」については当時の日本の政治状況をかながみて調和を強調したのだと説く。例えば武光誠氏は『聖徳太子・日本思想の源流』において「聖徳太子は、人間の生活に、和がもっとも必要であると考えて、最初に『和をもって貴しとせよ』と記した。さらに、人々に和をもたらすために、怒りをなくし、嫉妬せず、私欲をすててみんなのことを考え、話し合いで物事を決めるべきであると、第十、第十四、第十五、第十七の教えを記した。また、人々の協調のために、第六の教えで善、第九の教えで信をすすめた。さらに、天皇と臣下との和のために第三の教え、和をもって民衆に接するために第十二、第十六の教えが必要になる。ついで、役人が自分の任務をわきまえ、時間をまもり、勤勉に仕事に励めば、政務がうまく運び、宮廷に和がもたらされるので、第七、第八、第十三の教えが出てくる。そのうえで、人びとが仏法や儒教にもとづく礼を学べばさらに良いと、第二、第四の教えが記され、争いごとのもとになる訴訟や賞罰を正しく行えとして、第五、第十一の教えが作られた」¹²と述べている。聖徳太子が和を根幹に据えた理由として、武光氏は「当時の宮廷に和がなかったために、太子は、和のだいじさを語る『十七条憲法』をつくったのではあるまいか」¹³と推測している。

一方中村元氏は、十七条憲法を古インドのアショーカ王の「和」を強調する教えと対比させ、次のように述べる。「もろもろの部族的対立を超克したところに普遍的国家が成立したのであるから、そこにおいて、まず第一に力説せられるのは、共同体の原理としての『和』である。…(中略)…人はとかく偏頗なものであり、したがって、共同体の内部において、あるいは団体と団体とのあいだに、つねに争いをひき起こしがちなものであるが、このような抗争を克服して和を実現すること、共同体を真に共同体として形成すべきことを強調している。そうして、和の思想は十七条憲法を通じて協調されている。」¹⁴そして調和を重んずる思想はすでに原始仏教に見えるとして、「聖徳太子における和の観念は、儒教から受けたものであるという解釈もなされている。しかし、『論語』では、『礼之用、和為貴』となっていて、主題は『礼』であり、『和』ではない。したがって、ここに太子が、礼と無関係に真っ先に和を原理として掲げていることは、実は仏教の慈悲の立場を現わしているのだともいえるであろう」¹⁵と述べ、「以和爲貴」は儒教ではなく仏教にもとづくものであると考えておられる。

確かに聖徳太子の人生には仏教が深く関わっているし、太子の和の思想は儒教のものであって仏教とは関わり無いと断言はできず、むしろ「和」という語のごとく仏教や儒教その他様々な思想を解釈し、消化して「和風」にしたものが十七条憲法として結実したと考えられよう。しかし武光氏も中村氏も、「和」に注目するあまり「礼」を重く見ておられないところが問題点であると考えられる。武光氏の言われるように、十七条憲法が作られた頃の政治状況は、天皇家の権力が未だ確立しておらず、豪族たちが勢力争いを繰り返していたというものである。それならばなおさら、調和のみを強調するのでは国内情勢が定ま

らないのではないだろうか。むしろ、互いに争わず調和すると同時に、君臣の分を明確にする必要がある。ゆえに第三条では詔をうけたまわれれば必ず謹めと説き、第四条では礼を根本とすべきと説き、第五条では私欲を捨てて訴訟ごとを明らかに定めることを説き、第七条ではそれぞれの任務にもっぱらであるべきことを説くのである。

本稿にて論じてきたように、和そのものには礼すなわち秩序が内包されている。また「礼楽」と合わせ論じられてきたように、礼＝秩序と楽＝和とは不可分の概念である。このことを念頭において十七条憲法を読めば、もちろん「和」が十七条を統括してはいるのであるが、その「和」はあくまで「礼」を前提としたものであることが明らかとなるのである。

おわりに

本稿で述べたことをまとめると次のようになる。

第一章では、和という文字の成り立ちについて確認した。「和」字の甲骨文字は未だ見られないが、甲骨文字が確認できる「楽器の音色が調和する」という意味の「龠」字の意味を吸収したことが考えられた。

第二章では『論語』を中心として、儒家思想における「和」の意味を考察した。和は楽を学ぶことを通して体得するものであり、「同」とは似て非なるものである。和すなわち調和の力を発揮するには偏らず中庸である必要がある。また和は「異なるものごとをうまく合わせて一つにする」ということからおのずから秩序＝礼を内包しているし、また「礼之用、和爲貴」という『論語』学而篇の語をかんがみても、礼と楽＝秩序と調和は表裏一体であって不可分のものである。

第三章では第二章までに述べたことを踏まえて十七条憲法の「以和爲貴」を考察した。先行研究では「和」は礼とは切り離して考えられてきたが、十七条憲法が制定された当時の政治的状況を考えると、和みあうことのみを強調しているとは考えにくいのではないだろうか。和そのものに内包される秩序＝礼が発揮されることで、真の意味での調和が生まれるのである。十七条憲法における和は、礼と表裏一体である和として解釈してこそ、十七条憲法の第一条に「以和爲貴」とある意義が明らかになるのである。

十七条憲法の第一条「以和爲貴」の「和」は、礼＝秩序を踏まえた「和」であった。翻って現代の我々が世界の「和」を考えると、秩序が不可欠であるということを忘れてはならない。また「和の文化」について考えると、日本の文化のなかで、外国の影響を受けていない文化は少ないのではないだろうか。多かれ少なかれ海外からの影響を受けて発展するのが文化なのである。すなわち「和の文化」とは、様々な文化を融合・調和させて結実し、現在も発展を続ける日本独自の文化なのである。

注

1. 于省吾主編『甲骨文字詁林』第一冊（中華書局、1996年）p.748
2. 水上静夫『甲骨金文辞典』（雄山閣出版、1995年）p.222

3. 白川静『字統』(平凡社、2004年) p.957
4. 白川静『字統』、p.959
5. 白川静『字統』、p.959
6. 水上静夫『甲骨金文辞典』 p.1532
7. 参考:武内義雄『易と中庸の研究』(岩波書店、昭和18年) p.104~p.105
8. 教養。
9. 参考:聖徳太子研究会『聖徳太子論集』(平楽寺書店、昭和46年) p.147~p.165
10. 『三国志』所引の『襄陽記』と『魏書』とを参考にしたか否か、あるいは古代日本にこれらの歴史書が輸入されていたか否かは不明であるが、十七条憲法への引用ということを考えれば、『論語』あるいは『礼記』をかながみたと考えるほうが良いのではないだろうか。補足として以下に原文を附す。
『三国志』(蜀書・向朗伝)所引の『襄陽記』:朗遺言戒子曰、傳稱師克在和不在衆、此言天地和則萬物生、君臣和則國家平、九族和則動得所求、靜得所安。是以聖人守和、以存以亡也。吾楚國之小子耳、而早喪所天、為二兄所誘養、使其性行不隨祿利以墮。今但貧耳、貧非人患、惟和為貴、汝其勉之。
『魏書』盧玄列伝:凡使人之體、以和為貴。
11. 原文は「禮之以和為貴、忠信之美、優游之法」。
12. 武光誠『聖徳太子・日本思想の源流』(同成社、1984年) p.8~p.9
13. 武光誠『聖徳太子・日本思想の源流』、p.9
14. 中村元「聖徳太子の思想の比較思想論的考察」(『聖徳太子論集』 p.171)
15. 中村元「聖徳太子の思想の比較思想論的考察」、p.173~p.174

【補足】編集の遅れに伴い、文献資料や web 情報を再検索し、最新のものに差し替えたことを注記しておく。

参考文献

- ・ 于省吾主編『甲骨文字詁林』第一冊(中華書局、1996年)
- ・ 水上静夫『甲骨金文辞典』(雄山閣出版、1995年)
- ・ 白川静『字統』(平凡社、2004年)
- ・ 武内義雄『易と中庸の研究』(岩波書店、昭和18年)
- ・ 福井康順氏の「十七條憲法所引外典考」(聖徳太子研究会『聖徳太子論集』平楽寺書店、昭和46年)
- ・ 武光誠『聖徳太子・日本思想の源流』(同成社、1984年)
- ・ 中村元「聖徳太子の思想の比較思想論的考察」(聖徳太子研究会『聖徳太子論集』平楽寺書店、昭和46年)

[About Japanese Culture (和の文化)——Taking “和爲貴” as a Clue]

[ARAKI Yukiha / 西南学院大学非常勤講師・西九州大学非常勤講師・NPO 法人和の文化研究会理事 / 中国古典思想・比較文化・漢文学]

